

市芦救援会通信

市 芦 救 援 会 通 信 通巻101号 00/7 <1部100円> 発行人 玉本 格
市 芦 救 援 会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

追悼 玉本 格 救援会会長



1999年10月2日、勝利判決報告・決起集会での玉本格先生の最後の挨拶

も／く／じ

玉本 格先生、長い間ありがとうございました。

追悼 玉本格先生	原告	鈴木紀之	2
怒っていた玉本さん	支援する会会長	小川正巳	3
蒔いた種はみな生える	支援する会副会長	中川福督	4
最後の「綴方教師」	市芦救援会副会長	玉田勝郎	5
玉本先生やすらかに	福岡教育大学	川向秀武	7
玉本先生の信念と気配り	弁護士	村田 喬	7
遺志を礎に完全勝利を	弁護士	在間秀和	8
必ず、いつも	原告	吉岡治子	9
散るな、崩れるな、冷えるな!	原告	深沢 忠	10
「わだかまりの結び目をときほぐす」	原告	滝山昌彦	12
先生の怒りを闘いの支えに	原告	小川文夫	13
「この姿勢をわすれず」	原告	石橋幹夫	14
消してはならぬ「たたかい」の火	原告	森村啓一	14
生き方が玉本先生を大きく見せていた	原告	麻田利子	16
玉本 格先生略歴			16
8月24日大阪高裁公判闘争開始	救援会事務局		16

怒っていた玉本さん

支援する会会長 小川 正 巳

年を重ねて記憶は不確かですが、始めに兵庫解放研による玉本さんの定年退職祝賀会があります。退職後の「子ども教育相談センター」を訪ねたことがあります。それから私財を投じて作られた「えんぴつの家」には、共同購入の件で家内とも幾度か訪ねました。しかし玉本さんが身近になったのは何と言ってもあの長い市芦闘争を通じてでした。玉本さんは救援会会長として、私は支援する会長として長期にわたる悪夢のような公平委員会審理に律儀に出席しつづけていました。審理中は玉本さんが最前列に、そして私はそのすぐ後ろの二列目に坐っていました。審理の後は審理場横の教育委員会の目の前である広場で集会を持ちました。弁護士さんの説明のあと数人が発言しましたが、殆ど毎回最後に会長の玉本さんの発言が求められました。

そのような場合の玉本さんの発言で気付いたことは怒りでした。玉本さんは常に怒っていました。もっと大きな集会での発言も怒りの発言でした。そしてそれは言葉の

追悼 玉本格先生

突然の訃報であった。心におさまらないまま時間がたつ。失われたもののあまりの大きさに自失する。

一九八六年に力づくで始まった、権力による市芦教育つぶしは、はじめから終わりまで、暴力的であった。教育の土壌を根こそぎ枯らしてしまうあらゆる手が使われた。怒りのやり場ははつきりしていたが、畝本さんと青雲高校の例を傍から見ただけでも、裁判闘争の大変さは思い知らされていた。

福地先生や山田先生のお力添えがあつて、玉本先生に「市芦救援会」の会長をお引き受けていただくことになった。「えんぴつの家」の大黒柱として、「家」を根付かせるために、あらゆる心血を注いでおられた玉本先生であった。その最中に、何の見通しもないたたかいに連れ添っていただくことなど、お願いできるのか、という思いが強かっただけに、お引き受けていただいた時の思いは格別であった。

その思いは十四年間という長い時間の中でさらに深い。その人の存在ということを中心思い知る十四年であったのだ。

たたかいは勝つこともあれば負けることもある。事の決着だけ見れば大抵は負けることとなつていくようだ。だが、たたかっているものにとつて、たたかひの最中も後も、たたかひを越えて残るのは、人の存在だ。

「市芦救援会」も玉本先生の存在によって救われてきた。先生は、その存在で、いつもたたかひの根拠を明らかにしておられた。「市芦救援会」の心棒であった。これからもうさうだ。

全面勝利の判決を聞くことができたことを本当に喜んでくださった。しかし、最後にお会いした折に、なお動かぬ現実に深い気遣いと祈りに似た怒りをもらしておられた。八月二四日、大阪高裁の公判日である。傍聴席の最前列に玉本先生を見るだろう。合掌

原告 鈴木 紀之(市芦分会)

発言だけではなく、書かれた文章、書かれた詩にも及んでいるように思えます。玉本さんの後継者である松村敏明さんも「えんぴつの家」だより」の玉本さんの追悼号に次のように書いています。「玉本さんの視点はいつも『忘れられない子どもたち』にあった。そして、それらの人々を搾取し、抑圧し、弾圧する者への激しい怒りであった。・・・その視線の怒りこそ玉本さんにとつての『えんぴつの芯』だったのではなからうか。」

一九九一年玉本さんが「玉本格」詩集を出すに当たって、詩らしいものを書いていた私に、後記のために感想文を書くようにとの依頼がありました。そこで私は私なりに玉本さんの詩についての詩論を書き、特に詩集のなかから「つぶやき」「むすめ」「今」等の詩について次のように書きました。「無法な戦争への批判(怒り)、性懲りもなく右傾化しつつある現代への批判(怒り)が痛切に歌われています。」「一九九九年の詩集『種まく人』にも「つぶやき」「むすめ」は再録されています。」「つぶやき」から

なかまたちよ！
またも縦の道徳に従えと命令するものいる
自主性を奪われた暗黒の社会に 立ち向

かおうとさせないものは誰かわれらの責任と協力によって明るくしようとする「行動」を遮るものは何ものなのか
・・・
私のお迎えも近いことだろうからこれまで解放とうとしてきた苦い行動の遺産を
孫への置きみやげにして去っていくとひとりつぶやいている



1999. 9. 30 神戸地裁にて勝利判決
右から玉本格先生、小川正巳先生、中川福督先生



蒔いた種はみな生える

支援する会副会長 中川 福 督

一九九九年九月三〇日「市芦強制配転処分取り消し」の勝利判決を勝ち取った時、玉本さんとお会いしたのが最後でした。

玉本さんは、処分から十三年間という長い間、公開審理廷へ地裁の法廷へ、救援会会長としてずっと出席してこられ、その都度、「不正を糾すべき私たちのあり方」を、指し示してくれていました。

玉本さんとおつき合いは、丸山中学校長の時からだから、三十年余りになります。それから今日まで、その時々のお互いの仕事場も違っていて、接する度合いも色々変化してきましたが、玉本さんは、一貫して、庶民の生活感覚で「忘れない子どもたち」に視点をすえて、取り組んでこられました。

古希を過ぎ喜寿を過ぎ傘寿を過ぎても、毎朝九時にはエンピツの家の鍵を開けて下さるのです。まあこれだけ若い人たちを励まし、若い人たちのお役に立ち、若い人たちの先頭に立てるお年寄り、私の周辺には見当りません。玉本さんは、ハンチング帽をかぶって、肩をいからさないで滑らかに

に話しかけてくれます。だけど芯のある人でした。そして、その芯は、年を経るごとによりラディカルになり、より太くたくましくなっていくと思います。

このことが凄いいことです。

それは、エンピツの家で、毎日障害者の人たちやその親たちと接し、その人たちの叫びを全身で受けとめ、解放を願ってきいていたからです。それだけに、弱者を差別し抑圧し排除する者への怒りに燃えていたのだと思います。「神戸空港問題公聴会」の詩の中にある、このすばらしい言葉に象徴されています。

十二月十九日

零時五五分 会場の座席1/3が塞がっている

零時五八分 2/3の座席は未だ空いたまま

PM一時 派遣された運輸省関係の司会者が2名着席した

とたんPM一時二分一斉に入場してきた集団が2/3の空席を占領した

「いま なぜ 空港なのか」

1/3の中の被災地の仮設に住む女性公述人が壇上から叫んだ

『企業活性化のために ぜひ空港を』

〇〇会長、〇〇議長 〇〇支部長 〇〇副知事 〇〇部長 〇〇局長 〇〇学長

地位や肩書きをもつ公述人がつぎつぎと登壇

ひとりひとり話し終わると

タクトで合図されたように

2/3の集団の人たちの拍手が起る

多数決とは何なのか

いのちの訴えは多数決の中から聞こえてこない

救援会の集会で、突然会長の玉本さんに発言を求められた時でも、問題の本質を見抜いて、当を得た見事な挨拶をされていた。

「えんぴつの家だより」が送られてきます。ずっと書き綴られてきたその巻頭詩。これは、私の生きざまをチェックする錘鉛でもありました。そして、その錘鉛の原点に玉本さんが存在していました。

葬儀の日の最後に、玉本先生の柩は、障害者の人々の手でしっかりと握られた大きな横断幕（「玉本先生ありがとう。共に生きる社会をめざして頑張ります」と鮮やかに大書されていた）の前を、ゆるやかに通って霊柩車の中へ安置されました。

玉本格先生。やすらかにやすみ下さい。

最後の「綴方教師」

市芦救援会副会長 玉田 勝 郎

昨年九月三十日に出された全面勝訴の地裁判決を受けて、十月二日、わたしたち市芦救援会は「報告集会」を開いた。十三年ものながきに亘る、市芦教師たちの孤闘の道のりを見守りつづけられ、救援会会長として労苦とともにされてきた玉本先生は、その折、車椅子で参加された。病氣療養中とのことだった。会長をお引き受け頂いた当初、神戸長田のご自宅から車を運転して芦屋での会議や集会に欠かさず出席された先生を知る者の一人として、その時、ある種の痛々しさを感じずにはいられなかった。御礼の挨拶に立たれた先生は、持参された「発言と行動」という「ボロボロになった新聞」、その第一号をひも解かれ、時代状況に抗して「発言と行動」を起すこととの大事さを訴えられた。そして広島県の学校と教師に執拗に加えられた偏向攻撃、「日の丸・君が代」の強要に論が及ぶや、こみ上げてくる腹からの憤怒を滲ませて、先生の言葉は、戦時下の郷里・広島で「死なせてしまった一人娘」の、「お父ちゃん、お腹が減った、赤いマンマのご飯がほ

しい」といういまわの痛切な声に重なっていったのだった。

勝利判決の祝賀会に移ってまもなく玉本先生は会場を後にされた。私は鈴木さんや小川さんとともに市民センターの入り口まで見送りに立った。小川さんの車に乗り込まれるとき、先生の小脇を支えながら一言御礼を言って、「どうかご自愛下さい」と声をかけたのだが、それが先生と交わした最後の言葉となってしまった。その最後となった一言の折りに、（去っていく車を見送りながら）かの公平委員会審理の傍聴席の、最前列の席で、背筋をピンと伸ばされかくしゃくとした姿勢で、市教育行政者たちの詭弁や虚偽、無責任な言い逃れ、熱のない空語の数々を凝視しつづけられた先生の姿を、私は思い起こしていたのである。いつまでも、私たちの近くに立って、民主主義の初心を、初発の誓いというものの大切さを語りつづけられることで強い励ましをいただけるものと、勝手に思っていたのだった。

私が玉本先生とお会いし、初めて会話ししい会話を交わしたのは、一九七六年の六月、福地幸造さんの紹介もあって、当時県庁の東隣にあった市立教育研究所の、神戸市同教の事務局へ尋ねていったときのことだった。その年、先生は市同教の会長として、二八回全同教大会の開かれる地元とし

て、まことに多忙な日々を送られていたと思う。私は湊川高校に来たことや、小西健二郎先生の『学級革命』のことや部落研活動の「語り」の作風への関心などについて、自己紹介を兼ねて話した。玉本先生の「訪問教師」の仕事・実践については御著書『部落と学校と変革と』で知っていた。また神戸作文の会を創られ、そのリーダーとして年季の入った実践を続けられてきた「綴方教師」だったことも、小西先生から聞き及んでいた。初対面の印象はといえば、民生局や福祉事務所に掛け合いながら、番町地区に向いて行って親や生徒を追いかけるといった、私の側の勝手なイメージはすぐさま打ち消されてしまったのを、覚えている。「親しみやすい、温厚なる校長先生」の前で、私は生意気にも「解放教育」の実践なるものについて饒舌を弄したのではなからうか。記憶は定かでないが、あの時はきつとそうだったのでは、との思いが残っている。玉本先生は市同教が出していた「人権作文集」の何冊かを持っでこられ、そのうちの1・2・3号を示されて、「これはばくが呼びかけ、選者をやって、編集もやったものなんや。生活綴方の人権作文ですわ。教師たちここから学べ、いうてまわつとるんです。」と言われた。そしてその第3号（「おとなってかっ」）に自筆署名され、「これ、どう

玉本先生やすらかに

福岡教育大 川 向 秀 武

先生と私の出会いは、くすしくも三回ほどありました。最初の出会いは、全同教第二八回大会（兵庫）でした。先生は当時実行委員会の役員として、走り回っておられ、私どもを温かく迎えていただきましたが、一度お会いして、先生の誠実なお人柄に感銘を受けたことを忘れません。

二度目は、解放出版社から出された『証言・戦後「同和」教育三十年』（一九八三年）に共同執筆者としての仕事でした。私は、「狭山裁判闘争と部落解放教育」を書きました。先生は「夜間中学と『同和』教育」を書かれておられました。私個人の「こだわり」として夜学に関心を持っておりましたので、とても興味深く読ませていただきました。

三度目は、救援会とのかかわりの中で。「許せないもの」「不当なもの」に対し、断固闘うという先生の生き方を示されていたと思います。また常に障害児・者問題への深い関わりを持ちつづけて来たことも、先生の誠実な生き方を表しており、私達後輩の手本でもありました。定年後は



神戸地裁正面玄関前の報告集会で支援者に挨拶をする玉本先生。
中央は村田弁護士と在間弁護士

「少しはゆつくり」というのは、普通はよくみられることですが、先生は最後の最後まで、真の人間らしい生き方を選択されました。なかなかできるものではありません。私も、先生の生き方に学びながら、少しづつ前進したいと思っています。本当に有り難うございました。どうかやすらかにねむりください。

玉本先生の信念と気配り

弁護士 村 田 喬

玉本先生の訃報に接したとき、先生の死を悼むとともにまず思ったのは、せめて昨年の秋の神戸地裁の全面勝利判決に立ち会って戴けて良かったということであった。

裁判闘争の支援というのは、発足当初は元氣いっぱいであるが、長期化するにつれて人も減り活力も衰えている例が多いものである。その例外が市芦救援会であり、その中心となって活動を支えてきたのが玉本先生の信念と暖かい気配りであった。

裁判後の集会等では、いつも穏やかな口調でありながら、不当な権力を行使する国や芦屋市、あるいは教育委員会らを鋭く批判する一方、裁判の当事者のみならず、支援者や代理人にも配慮された発言をされていたのが印象的であった。

例えば、私が市芦の裁判を担当したからといって教育問題全般を理解できる筈もないが、玉本先生はしばしば「弁護士さんによく教育の中身を勉強されて・・・協力して下さって・・・」などと代理人にも配慮された発言をしておられたのである。この言葉は「専門外であっても教育についてしつ

ぞ」と贈呈してくださった。その語り口には、子供たちの、生きた姿の実相・鋭い抵抗感を敏感に捉え、そこから学んでこられた先生の、綴方教師としての自負が込められていたろう。そのあと先生は、「困ったことには……」と言われ、柔和な笑いを交えながら、日本作文の会の「方針転換」への批判のこと、日作奈良大会に参加し無着成恭氏の発言（「教科の指導をしつかりやれば生活綴方は必要ない」）を批判したこと、授業研究と称して斎藤喜博の真似事ばかりしている教師のいること、生活綴方は神戸では高校の教師たちに引き継がれていること、等々、ご自身の八生活綴方V観を率直に語ってくださった。それらはいずれもとても面白かった。私は、先生の興味深い話・実践の中に、同和教育と生活綴方との相互の結合の必要を教示され、その時「綴方は生きている」との感銘とともに、「これだ！」という課題の示唆を受けられたのだ。後に、福地さんが編集された「解放教育」の臨時増刊号（八〇年二月号）の企画で、玉本先生とわが恩師小西健二郎先生との対談が実現し、ここに抜き出した先生の綴方論は文字化され、「公表」されることとなった。

玉本先生の生き方、信条、教育観の根元のところには、いつも、かの発行者・文部省の『あたらしい憲法のはなし』（初版、

昭和二年）と、そして市同教編『人権作文集』とが置かれていた、と思う。先生の話・語り・訴えの中に、この二つのものは引用「過多」といつてもいいほど引き据えられた。むろん「過多」などではなく、まだまだ足りなかったのだ。あてがいぶちの民主主義、抵抗と行動ぬきの「国民主権」、「最大多数の最大幸福」主義、草の根の排外主義のもとでは、上記二つのものの存在、とりわけ後者の訴えは、先生にとって文字通りその人間性をかけた、かけがえない物語だったのである。この原器から、訪問教師、同教運動、えんぴつの家、そして市芦救援会、等々の、虐げられた者への共感・励ましと権力者への憤怒とが産み出され、かつ持続された。

戦後の初発のころさしを問う位相で、中野重治は、ひとりの中学校校長を登場させ、憲法・天皇（天皇制）・共産党・実践道徳・教育……を串刺しにして、その彼に次のごとく語らせた。私は玉本先生の霊位に以下の言葉を捧げたい。



1987. 3. 31 芦屋市役所横の広場で、芦屋市教委の暴挙に怒り、強制配転された6人を激励する玉本先生

がなかった。たぶん天皇たちも、あれから帰って憲法のケンの字でも話題にかよほど疑わしいと思う。たしかに泣いてた女子学生はいたが皇后で泣いたのだ。憲法ではなかった。中身を詰めこむべき、ぎゅうぎゅう詰めてタガをはじけさせて行くべき憲法、そこへからだごと詰めて行こうと泣きたい気になったものは国じゅうにもたくさんなかったと僕は断じる。（『五尺の酒』）

神戸すま張り子館にて 一九九六・二・四
玉本格先生が、市芦救援会々長として、
“必ず、いつも”来て下さったのは、公平



必らず、いつも

原告 吉岡 治子（市芦分会）

先生・奥様、お体のおぐあいはいかがですか。お大事になさって下さい。市芦へもどって一ヶ月が過ぎようとしています。授業のあいま（あき時間）をぬって、美術を

下さるからだ。
そして、手紙にも、“必らず、いつも”返事を下さった。私の方も、節目ごとに（私にとって節目とは、特に市芦復帰後は、生徒との出会いの報告をイミするが）“必ず、いつも”お便りした。それは、誰よりも、その喜びを私と同じ想いで感じて下さるからだ。

*

強配で傷つき抜いた市芦にあって、「必らず、いつも」こそが生徒と教師が出会える途である。

一九九九年一月一日 吉岡治子

ここに大事な写真が残っている。これは、夫のアトリエでもある神戸・すま張り子館で一九九六年二月三日（土）・四日（日）に、夫の「須磨張り子・ひな人形展」に足を運んで下さった時のものである。先生は、夫の張り子を愛で、私の版画を励まして下さった。

一九九七年七月、梅田の「画廊みやざき」で個展をしたときも、一番に来て下さり、吉岡さんは向上心に燃えていると後押しして下さいました。

委員会審理や神戸地裁公判の「傍聴」だけではない。私たちが強配弾圧に苦しみながら、自分を失わない活動―私についていうなら美術の創作という表現活動―をした時も、“必らず、いつも”観に来て下さった。

とっている生徒一人一人を描いて（クロッキー）います。やつと三〇人目です。少し心が落ち着きました。やっぱりみんないい顔しています。（一九九九年四月二九日）

*

玉本先生、勝利判決ありがとうございます。玉本先生のおかげです。先生が、誰よりも勝利を信じて闘って下さったからです。

お身を刻んでの闘いで、誠に申しわけなく、ありがたく思っております。
市芦の生徒たちの版画集が誕生しましたので、どうかみて下さい。判決の翌日の十月一日、こうして一冊の画集（SELF PORTRAIT）として生徒たちとまとめることができました。N君（何もやったことがない）、M君（どうしても朝起きれない）を含め全員が完成できたこと、版画の特色（技法）、自画像の意味（テーマ性）、画集の意義（他の人の作品や心との交流・必要）をとらえたI君の存在は、次の皆のステップとなると思うのです。作品自体の向上には、私にも、もう少し時間がほしいです。見守っていて下さい。

一九九九年一月一日 吉岡治子

遺志を礎に完全勝利を

弁護士 在間 秀和

“先生、安らかに眠り下さい。”
“必ず、いつも”来て下さったのは、公平

貴重な輝かしい教職員組合の運動を担ってこられた重要な存在を失ったことは返す返すも残念でなりません。私たちに課せられた任務は、玉本先生の残された財産を継承発展させることだと思います。

市芦高校の闘いは玉本先生の存在なしには語ることができません。お元氣な間に地裁の勝利判決を勝ち取ることができたことが唯一の救いに思います。これからも、玉本先生の遺志を礎に完全勝利まで闘い抜きましょう。

写真

- 上右 芦屋市役所付近の玉本先生と在間弁護士
- 上左 公平審前、挨拶を交わす玉本、小川、鈴木各先生
- 中 公平審傍聴席最前列の玉本先生と二列目の小川先生
- 下 公平審後、市教委前の広場で毎週開かれる報告集会

